

平成29年度 北海道行動援護従業者養成研修 募集要領

実施主体 社会福祉法人 はるにれの里 (北海道指定研修事業者)
研修協力 さっぽろ行動援護ネットワーク

1. 目的

行動の上で困難を有する障がいのある方の地域生活において、行動援護従業者が担う役割には大きな期待がかけられています。本研修では、行動援護にかかわる基礎的知識、障がい特性の理解、さらには基礎理解をベースとした実践演習を行うことにより、行動援護を実践していくためのベースを身につけていただきます。本研修の修了はあくまで行動援護従業者としてのスタートラインであり、より重要なことは日々の実践の積み重ねであります。そのため、希望者には研修講師を受講者の実践現場に派遣をし、サービス同行、助言を行う等のフォローアップ研修も行うことで、行動援護の実践力向上、実践家を数多く養成し、北海道全体の行動援護基盤体制を整えていくことを目指します。

※行動援護従業者養成研修の受講が必須化されたことにより、平成30年4月1日以降は未受講者の行動援護サービス提供はできません。該当の従業者は今年度中の受講が必要です。

2. 開催日程 (平成29年度開催分)

日 程				募集期間	受講可否通知	受講料納入締切
平成29年				※指定期日外の受付不可		
第1回	前期	6/21 (水)	22 (木)	※募集終了	—	—
	後期	7/5 (水)	6 (木)			
第2回	前期	7/19 (水)	20 (木)	※募集終了	—	—
	後期	8/9 (水)	10 (木)			
第3回	前期	9/20 (水)	21 (木)	※募集終了	—	—
	後期	10/4 (水)	5 (木)			
第4回	前期	10/18 (水)	19 (木)	※募集終了	—	—
	後期	11/8 (水)	9 (木)			
第5回	前期	11/15 (水)	16 (木)	※募集終了	—	—
	後期	12/13 (水)	14 (木)			
平成30年						
第6回	前期	1/24 (水)	25 (木)	※募集終了	—	—
	後期	2/7 (水)	8 (木)			
第7回	前期	2/21 (水)	22 (木)	12/25 (月) ~1/10 (水) 必着	1/17 頃	1/25 (木)
	後期	3/14 (水)	15 (木)			

※各回とも内容は基本同じとなります。1回4日間の受講で修了となります

会 場： 札幌市自閉症者自立支援センターゆい 2F 会議室
(札幌市東区東雁来12条4丁目1-5)

3. 研修内容

各回募集開始日までに、別紙1（カリキュラム）、別紙2（講師一覧）を下記ホームページに掲載します

北海道障がい者保健福祉課ホームページ	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/
さっぽろ行動援護ネットワークホームページ	http://koudouengo.wixsite.com/network
社会福祉法人はるにれの里ホームページ	http://www.harunire.or.jp/

4. 受講料

40,000円（使用テキスト「北海道行動援護従業者養成研修受講者テキスト」代含む）

※支払い後の受講料の返金はいりません

5. 受講定員

15名（各回）

※少人数制を採用

受講者5名につき1名のインストラクターを配置し、細かなアドバイスをを行います

6. 受講対象者

- ・行動援護従業者（ヘルパー）、行動援護サービス提供責任者（予定者も含めます）
- ・その他、障がい福祉サービス等に従事する支援者

※研修全日程（4日間）の受講可能な方に限ります

※受講選考においては、北海道障がい者保健福祉課による確認を経て決定がなされます

研修の目的、体制整備上の理由により、現任の行動援護従業者を優先して選考します

7. 受講申し込み方法、受講決定の流れ（※日程の目安は、2. 開催日程を参照）

①各受講回の募集期間内に、別紙3（受講申込書）をメール添付にて送付

※メールでの受付を基本としますが、難しい場合は、電話にてお問合せください

※メールの件名は「第__回研修申込」としていただき

※申込者1名につき、メール1通ずつ申込をしてください

※受講申込書のデータは、ワード文章もしくはPDFデータにて、圧縮等せず送付してください

※メール受付の段階で、受付完了メールを送信します

②申込締切日から、1週間程度にて受講可否の通知を、メール添付にて送信します

③受講決定者は、受講料納入締切日までに、受講決定通知書にて指定された方法で受講料を納入してください

※期日までに納入が確認できない場合、受講決定を取り消しとする場合があります

申し込み先

メール：ke@harunire.or.jp（はるにれの里行動援護従業者養成研修事務局：石田）

※ご質問等もメールにてお願いします。難しい場合に限り、電話にてお問合せください。

問い合わせ電話： 0133-77-6616 （地域活動支援センターえみな：野田）

8. 修了証書の交付について

本研修の全日程（4日間）の修了者には、厚生労働省が定めるところにより研修事業者が北海道知事の指定を受けて行う北海道行動援護従業者養成研修の修了証書が交付されます。研修期間中は毎日、会場へのチェックイン、チェックアウトの際の署名により出席確認を行います。欠席、遅刻、早退、中抜けがあった場合には、修了証書の交付はできません。ただし、事務局側にてやむを得ない事情があると認められた場合は、次の回までに限り未受講分の振替を行うことができます。**（年度内に限っての救済措置のため、第7回（最終回）受講者の振替受講はできません。予めご了承ください。）**

9. フォローアップ研修について

本研修の受講者に限り、研修講師を受講者の所属事業所等に派遣し、行動援護サービスの同行、助言を行うことや、出張講義等を行うフォローアップ研修を受けることができます。希望者は、受講申込書の記載欄に明記しておいてください。内容詳細は、本研修受講中に説明を行います。

フォローアップ研修費用：10,000円（交通費、実費がかかる場合には、別途請求いたします）

※なお、研修協力を行っている「さっぽろ行動援護ネットワーク」主催研修（はるにれの里共催）でも、本研修受講者のフォローアップを兼ねた内容としています。研修日程等は、さっぽろ行動援護ネットワークのホームページにて周知を行いますので、ご確認ください。

さっぽろ行動援護ネットワークホームページ <http://koudouengo.wixsite.com/network>

10. その他

- ・旅費、滞在費は受講者のご負担となります。宿泊先のご案内は行っておりません
- ・昼食の準備はありません。車で5分程度の距離に食堂等がありますが、徒歩で移動する場合には昼休み時間内では間に合わない恐れがありますので、ご持参をおすすめします
- ・会場には広い駐車場（無料）がありご利用いただけます。公共交通機関でのご来場の場合は、当法人（ゆい）ホームページ等にて、アクセス方法をご確認ください。

研修事務局連絡先：

はるにれの里行動援護従業者養成研修事務局
担当：石田 昭人
メール ke@harunire.or.jp